

21 日 獣 発 第 15 号

平成 21 年 4 月 7 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 農林水産大臣の指定する小動物臨床研修診療施設の指定について

今般、平成 21 年 3 月 31 日付け 20 消安第 13377 号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、別添写しのとおり通知がありました。

このたびの通知は、日本動物高度医療センター（神奈川県川崎市）が小動物臨床研修診療施設として指定されることに伴う告示の改正について関係者に周知するとともに、社会の要請に応え得る臨床獣医師の養成のため、診療を業としようとするすべての獣医師に対し臨床研修を行うことができるよう、臨床研修診療施設の体制整備について協力願いたいとするものです。

獣医師の卒後臨床研修を実施する農林水産大臣の指定する診療施設については、平成 21 年 2 月 26 日付け 20 日獣発第 255 号により「臨床研修診療施設の指定について」が一部改正され、特に小動物診療施設について指定基準が一部緩和されるとともに、より具体的に定められたことについて通知したところですが、今後とも卒後臨床研修制度の整備・推進のため、臨床研修診療施設の指定申請の奨励等、貴会関係者に対する積極的な対応をお願いします。

注) 本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。



20消安第13377号  
平成21年3月31日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長畜水産安全管理課長

「獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する  
診療施設を指定する件の一部を改正する件」について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しました  
ので、御了知されるとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、社会の要請に答え得る臨床獣医師の養成のため、診療を業務としようとする  
すべての獣医師に対し臨床研修を行うことができるよう、臨床研修診療施設の体制  
整備については、貴会の特段の御協力をお願いいたします。





20消安第13377号

平成21年3月31日

各都道府県畜産主務部長 あて

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

「獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する  
診療施設を指定する件の一部を改正する件」について

このことについて、今般、日本動物高度医療センター（神奈川県川崎市）が小動物臨床研修診療施設として指定されることに伴い、別紙のとおり告示が改正されましたのでお知らせします。

○国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七条第四項の規定により読み替えて適用する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める勤務の形態を定める件の一部を改正する件 (同四四五)

三〇七

○独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件 (同四四六)

○獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件 (同四四七)

三〇八

○日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱の一部を改正する件 (経済産業五八)

三〇九

○日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定める件 (同六〇)

三一一

○特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定める件 (同六一)

三一二

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十年度第二次補正予算に係る特定補助金等を指定する件 (同六三)

三一三

○自転車競技法施行規則第十六条第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件 (同六四)

○小型自動車競走法施行規則第十四条第一項第一号、第二号及び第三号ただし書の規定に基づき、一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定めた件 (同六五)

三一四

○工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件 (同六六)

三一五

○貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法の一部を改正する件 (同六七)

三一六

○水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川を指定する告示 (国土交通三五七)

三一七

○海岸法第六条第一項の規定に基づく海岸保全施設に関する直轄工事が完了した件 (同三五八)

三一八

○海岸法第六条第一項の規定に基づく海岸保全施設に関する直轄工事の一部が完了した件 (同三五九)

三一九

○高速自動車国道に関する件 (同三六〇) (同三六一)

三二〇

○空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第五条の規定に基づく告示の件 (同三六七)

三二一

○価格又は料金の設定又は変更について承認を受けなければならない構内営業の指定に関する告示の一部を改正する件 (同三六八)

三二二

○国管理空港等において空港機能施設事業を行うものとして指定を受けた者の氏名又は名称及び住所に関する件 (同三六九)

三二三

○河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件 (環境一四)

三二四

○海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件 (同一五)

三二五

別表第四

年 齢	性 別		年 齢	性 別	
	男	女		男	女
60歳	20,70761	24,55606	89歳	6,09081	7,69951
61歳	20,16778	24,00072	90歳	5,72939	7,21629
62歳	19,62477	23,43871	91歳	5,38963	6,75141
63歳	19,07882	22,87068	92歳	5,06793	6,30412
64歳	18,53007	22,29722	93歳	4,76423	5,87157
65歳	17,97861	21,71862	94歳	4,47870	5,46052
66歳	17,42520	21,13534	95歳	4,20977	5,07291
67歳	16,87062	20,54780	96歳	3,95630	4,70266
68歳	16,31641	19,95571	97歳	3,71834	4,35496
69歳	15,76438	19,35975	98歳	3,49690	4,02997
70歳	15,21629	18,76051	99歳	3,29343	3,72877
71歳	14,67259	18,15849	100歳	3,10774	3,45123
72歳	14,13387	17,55406	101歳	2,93372	3,19530
73歳	13,60085	16,94856	102歳	2,76453	2,95765
74歳	13,07348	16,34195	103歳	2,59949	2,73559
75歳	12,55159	15,73426	104歳	2,44499	2,51118
76歳	12,03484	15,12556	105歳	2,30544	2,37556
77歳	11,52285	14,51638	106歳	2,16660	2,22125
78歳	11,01592	13,90797	107歳	2,02308	2,07719
79歳	10,51533	13,30156	108歳	1,86584	1,94215
80歳	10,02200	12,69863	109歳	1,67898	1,81418
81歳	9,53767	12,10091	110歳	1,43358	1,69015
82歳	9,06206	11,50914	111歳	1,07544	1,56432
83歳	8,59790	10,92648	112歳	—	—
84歳	8,14630	10,35513	113歳	—	—
85歳	7,70719	9,79617	114歳	—	—
86歳	7,28002	9,25002	以上	—	—
87歳	6,86644	8,71767			
88歳	6,46905	8,20028			

○農林水産省告示第四百四十七号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第二項の規定に基づき、平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第十六条の二第二項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

農林水産大臣 石 破 茂  
 一の表山形県くみあい畜産研修センターの項の次に次のように加える。

日本動物高度医療センター

神奈川県川崎市

○経済産業省告示第五十八号

日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するフダベスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

経済産業大臣 二階 俊博

第五条第一項中「拒否することができる」を「拒否するものとする」に改め、同項第一号中「国際寄託機関」を「国際寄託当局」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(情報の提供)

2 第五条の二 国際寄託当局の長は、その微生物が前条第一項第二号に該当するかどうかを確認するために必要であると認めるときは、その微生物の原寄託をしようとする者に対し、原寄託申請に係る微生物に関する情報の提供を求めることができる。

2 前項の規定による情報の提供を求められた者は、できるだけその求めに応じなければならぬ。

(微生物の解析)

2 前項の規定による解析に必要な費用は、当該解析に係る微生物の原寄託をしようとする者の負担を得て、当該原寄託をしようとする者の負担とすることができる。

3 国際寄託当局の長は、第一項の規定による解析の結果を、微生物の原寄託をしようとする者に通知することができる。

(受託後の必要な措置について定める契約)  
 第五条の四 国際寄託当局の長は、微生物の原寄託をしようとする者を相手方として、原寄託申請に係る微生物を受託した後、関係法令の改正、虚偽の申請の判明その他の事情の変更により、その保管を継続できないことが明らかになった場合に必要措置に関する事項を定める契約を締結することができる。

第六条第一項第五号中「前条第一項各号」を「第五条第一項各号」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。  
 (保管のための微生物の解析)  
 第十二条の二 国際寄託当局の長は、寄託された微生物の安全な保管のために必要があると認めるときは、その微生物の解析を行うことができる。

2 国際寄託当局の長は、前項の規定による解析の結果を、当該解析に係る微生物の寄託者に通知することができる。

3 国際寄託当局の長は、第五条の三第二項又は第十二条の二第二項の規定による解析の結果を、第一項の規定により当該解析に係る微生物の試料の分譲を請求する者又は同項の規定により当該解析に係る微生物の試料の分譲を受けた者に通知することができる。

印刷 告示

○農林水産省告示第五百二十六号  
 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成五年一月二十一日農林水産省告示第六十四号（獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の全部を次のように改正する。  
 平成十八年四月三日  
 農林水産大臣 中川 昭一

診療施設名	所在地																			
日高軽種馬農業協同組合管内診療所	北海道日高郡新ひだか町																			
山形県くみあい畜産研修センター	山形県山形市																			
島根県農業共済組合連合会出雲家畜診療所	島根県出雲市																			
曾於農業共済組合家畜診療所	鹿児島県曾於市																			
共同して臨床研修を行う診療施設																				
臨床研修診療施設群名	診療施設名	所在地																		
北海道農業共済組合連合会研修所（基幹診療施設） 北海道農業共済組合連合会研修所 釧路地区農業共済組合阿寒釧路家畜診療所 十勝農業共済組合中部家畜診療センター 北見地区農業共済組合家畜診療所 空知中央農業共済組合空知中央家畜診療所 石狩地区農業共済組合北部家畜診療センター オホーツク中央農業共済組合紋別事業所紋別家畜診療所 上川北農業共済組合上別家畜診療所 上川北農業共済組合名寄家畜診療所 根室地区農業共済組合根室家畜診療所 石狩地区農業共済組合南部家畜診療センター 空知農業共済組合空知家畜診療所 北空知農業共済組合南区家畜診療所 富良野地区農業共済組合家畜診療所 いぶり農業共済組合西部家畜診療所 道南農業共済組合南部家畜診療センター 道南農業共済組合東部家畜診療センター 道南農業共済組合北部家畜診療センター 後志農業共済組合羊蹄山麓家畜診療所 後志農業共済組合羊蹄山麓家畜診療所 後志農業共済組合北部家畜診療所 南空知農業共済組合南空知家畜診療所 上川中央農業共済組合美瑛家畜診療所	北海道江別市	北海道釧路市	北海道帯広市	北海道北見市	北海道岩見沢市	北海道江別市	北海道紋別市	北海道上市	北海道上市	北海道上市	北海道上市	北海道上市	北海道上市	北海道上市	北海道上市	北海道上市	北海道上市	北海道上市	北海道上市	北海道上市

上川北農業共済組合美瑛家畜診療所	北海道中川郡美瑛町
留萌地区農業共済組合中部家畜診療所	北海道苫前郡苫前町
留萌地区農業共済組合遠別家畜診療所	北海道天塩郡遠別町
留萌地区農業共済組合雄信内・間寒別家畜診療所	北海道天塩郡天塩町
留萌地区農業共済組合天塩家畜診療センター	北海道天塩郡天塩町
留萌地区農業共済組合幌延家畜診療所	北海道天塩郡幌延町
宗谷地区農業共済組合中部家畜診療所	北海道枝幸郡浜頓別町
宗谷地区農業共済組合南部家畜診療所	北海道枝幸郡歌登町
宗谷地区農業共済組合北部家畜診療所	北海道天塩郡豊富町
斜網地区農業共済組合中央家畜診療所	北海道網走郡大空町
斜網地区農業共済組合東部家畜診療所	北海道斜里郡小清水町
遠軽地区農業共済組合東部家畜診療所	北海道常呂郡佐呂間町
遠軽地区農業共済組合西部家畜診療所	北海道紋別郡遠軽町
遠軽地区農業共済組合中央家畜診療所	北海道紋別郡湧別町
オホーツク中央農業共済組合興部事業所興部家畜診療所	北海道紋別郡興部町
オホーツク中央農業共済組合雄武事業所雄武家畜診療所	北海道紋別郡雄武町
いぶり農業共済組合中部家畜診療所	北海道白老郡白老町
いぶり農業共済組合北部家畜診療所	北海道勇払郡安平町
いぶり農業共済組合東部家畜診療所	北海道勇払郡むかわ町
日高地区農業共済組合西部家畜診療所	北海道沙流郡日高町
日高地区農業共済組合中部家畜診療所	北海道新冠郡新冠町
日高地区農業共済組合東部家畜診療所	北海道日高郡新ひだか町
日高地区農業共済組合南部家畜診療所	北海道浦河郡浦河町
十勝農業共済組合北西部家畜診療センター	北海道河東郡音更町
十勝農業共済組合北西部家畜診療センター	北海道河東郡上士幌町
十勝農業共済組合西部家畜診療センター鹿追家畜診療所	北海道河東郡鹿追町
十勝農業共済組合西部家畜診療センター更別家畜診療所	北海道上川郡清水町
十勝農業共済組合南部家畜診療センター	北海道河西郡更別村
十勝農業共済組合南部家畜診療センター	北海道河西郡更別村
十勝農業共済組合南部家畜診療センター	北海道尾尾郡大樹町
十勝農業共済組合東部家畜診療センター	北海道中川郡赤井川町
十勝農業共済組合東部家畜診療センター	北海道中川郡池田町
十勝農業共済組合東部家畜診療センター	北海道中川郡池田町
十勝農業共済組合東部家畜診療センター	北海道中川郡豊頃町
十勝農業共済組合東部家畜診療センター	北海道中川郡本別町

